船橋市グループホーム運営費等補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号。以下「法」という。）第５条に規定する共同生活援助（以下「グループホーム」という。）を運営し、又は運営しようとする事業者に対して、運営費及び開設費を補助することにより、もって障害者の自立支援に寄与することを目的とする。

（補助対象者）

第２条　この要綱に基づき運営費及び開設費（以下「運営費等」という。）を受けることができる者は､法第３６条の規定による指定を受けた法人が運営主体として、グループホームを運営する千葉県内の事業者とする。

（補助の基準）

第３条　運営費等補助の基準は、次のとおりとする。

⑴　グループホーム運営費補助　法人のうち、船橋市が援護を実施した障害者が入居する、定員６人以下のグループホームの運営主体の法人に対して補助金を交付する。

⑵　グループホーム開設準備費　新たに船橋市内にグループホームを設置し船橋市に指定を受け運営しようとする法人に対して補助金を交付する。

（補助金の種目及び補助率等）

第４条　補助金の種目、対象経費、補助基準額及び補助率は別表のとおりとする。ただし、対象経費に要した額が、補助基準額に達しないときは、対象経費をもって補助金の額とする。

（交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする法人（以下「申請者」という。）は、船橋市グループホーム運営費等補助金交付申請書（第１号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長が定める期日までに申請しなければならない。

⑴　補助金所要額調書

⑵　収支予算書抄本

⑶　その他必要があると認める書類

２　申請者は、前項の規定により申請するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付決定）

第６条　市長は、前条の規定による申請があったときは、内容を審査し、交付の可否を決定し、その旨を船橋市グループホーム運営費等補助金可否決定通知書（第２号様式）により当該申請をした者に通知する。

２　市長は、前項の場合において必要があるときは、補助金の交付に係る事項に修正を加えて交付決定をすることができる。

３　市長は、第５条第２項ただし書の規定による交付の申請があったときは、当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額する旨の条件を付して、交付の決定を行うものとする。

（暴力団等の排除）

第６条の２　前条第１項の規定にかかわらず、市長は、申請者が船橋市暴力団排除条例(平成２４年船橋市条例第１８号)第２条第１号に規定する暴力団、同条第３号に規定する暴力団員等又は同条例第７条第１項に規定する暴力団密接関係者(以下「暴力団等」という。)である場合は、補助金の交付決定をしないことができる。

（交付条件）

第７条　市長は、補助金の交付決定をする場合には、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

⑴　事業の内容の変更及び事業に要する経費の変更（軽微なものを除く。）を行うときは、市長の承認を受けなければならない。

⑵　事業を中止し、又は廃止するときは、市長の承認を受けなければならない。

２　市長は、必要があると認めるときは、前項に定めるもののほか必要な条件を付し、又は指示することができる。

（交付申請の取下げ）

第８条　申請者は、第６条の規定による通知を受けた場合において、決定内容又はこれに付された条件に異議があり、当該申請を取り下げようとするときは、速やかにその理由を付して市長に届け出なければならない。

（承認の手続き）

第９条　補助金の交付決定を受けた法人（以下「補助事業者」という。）は、第７条の規定により承認を受けようとするときは、船橋市グループホーム事業変更（中止・廃止）承認申請書（第３号様式）により市長に申請しなければならない。

（実績報告）

第１０条　補助事業者は、当該補助事業が完了したとき（中止・廃止の承認を受けたときを含む。）は、その完了の日から起算して３０日以内又は当該年度の翌年度の４月２０日までのいずれか早い日までに、船橋市グループホーム運営費等補助金実績報告書（第４号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

⑴　補助金精算書

⑵　収支決算書又はこれに類する書類

⑶　その他市長が必要であると認める書類

２　第５条第２項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税仕入控除税額を減額して前項の規定による報告をしなければならない。

（額の確定）

第１１条　市長は、前条の規定による実績報告があったときは、当該書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を船橋市グループホーム運営費等補助金確定通知書（第５号様式）により、当該補助事業者に通知する。

（交付時期）

第１２条　補助金は、第１０条の規定により確定した額を補助事業が完了した後において交付する。ただし、市長が必要と認めるときは、補助事業の完了前に交付することができる。

２　補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、船橋市グループホーム運営費等補助金交付請求書（第６号様式）により市長に請求しなければならない。

（交付決定の取消し）

第１３条　市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

⑴　偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき。

⑵　暴力団等であることが判明したとき。

⑶　補助金を他の用途に使用したとき。

⑷　第１３条の５の規定に違反して承認を受けないで補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供したとき。

⑸　前各号に掲げるもののほか、補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令等に違反したとき又は市長の処分に従わなかったとき。

２　前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

３　第６条の規定は、第１項の規定による取消しをした場合について準用する。

（補助金の返還）

第１３条の２　市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、船橋市グループホーム運営費等補助金返還命令書（第７号様式）によりその返還を命ずるものとする。

２　市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、補助金返還命令書により確定額を超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

（加算金及び延滞金）

第１３条の３　補助事業者は、第１３条第１項の規定により補助金の交付決定が取り消された場合において、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年１０．９５パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

２　補助金が２回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次遡りそれぞれの受領の日において受領したものとする。

３　第１項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てられたものとする。

４　補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その未納付額

（未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間についてはその納付額を控除した額）につき年１０．９５パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

（消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第１３条の４　補助事業者は、第１２条の規定により補助金を交付した後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が０円の場合を含む。）は、船橋市グループホーム運営費等補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額報告書（第８号様式）により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度６月３０日までに市長に報告しなければならない。ただし、当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額して実績報告を行った場合には、この限りでない。

２　補助事業者は、当該補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

３　補助事業者は、当該補助金に係る消費税仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

（財産の処分の制限）

第１３条の５　補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した次に掲げる財産を市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合又は補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）で定める期間を経過した場合は、この限りでない。

⑴　機械及び重要な器具で市長が定めるもの

⑵　その他補助金等の交付の目的を達成するため、市長が必要があると認めるもの

（書類の保管）

第１４条　補助事業者は、当該事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後、５年間保管しなければならない。

（調査又は報告）

第１５条　市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して、補助事業の遂行に関する状況を調査し、又は報告を徴することができる。

附　則

この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成２３年７月２２日から施行し、改正後の船橋市グループホーム運営費等補助金交付要綱の規定は、平成２３年４月１日から適用する。

（船橋市重度・重複ケアホーム運営事業補助金の交付等に関する要綱の廃止）
２　船橋市重度・重複ケアホーム運営事業補助金の交付等に関する要綱（平成１９年　　１１月２７日施行）は、廃止する。

附　則

この要綱は、平成２４年１２月１７日から施行し、平成２４年４月１日より適用する。

附　則

この要綱は、平成２５年４月２６日から施行し、平成２５年４月１日より適用する。

附　則

この要綱は、平成２６年１１月２８日から施行し、平成２６年４月１日より適用する。

附　則

この要綱は、平成３１年４月１日より適用する。

附　則

この要綱は、令和３年１２月１日から施行し、令和３年４月１日より適用する。

附　則

この要綱は、令和７年２月１８日から施行し、令和６年４月１日より適用する。

別表（第４条）

種　目	対象事業所	対象経費	補助基準額	補助率
運営費補助 （注１）	グループホーム ただし、日中サービス支援型共同生活援助を除く。	グループホームの運営に要する人件費等の経費 　ただし、入居者が負担する食材料費、家賃、光熱水費等を除く。	入居者一人当たり月額は次のとおりとする。 （ただし、入退所月は日割り計算とする。） 世話人配置６：１ かつ人員配置体制加算（以下「加算」という。）において１２：１の加配あり グループホームの定員 ４名以下 　区分１　１０８，０００円 　区分２　１２２，０００円 　区分３　１２７，０００円 　区分４　１５１，０００円 　区分５　１８８，０００円 　区分６　２２７，０００円 定員５名 　区分１　　９３，０００円 　区分２　１０７，０００円 　区分３　１２６，０００円 　区分４　１４６，０００円 　区分５　１７７，０００円 　区分６　２１６，０００円 定員６名 　区分１　　８３，０００円 　区分２　　９７，０００円 　区分３　１１９，０００円 　区分４　１３９，０００円 　区分５　１７０，０００円 　区分６　２１０，０００円 ※区分１には非該当を含む。 世話人配置６：１ かつ加算において３０：１の加配あり グループホームの定員 ４名以下 　区分１　　９４，０００円 　区分２　１０７，０００円 　区分３　１１２，０００円	１０分の１０

			区分４　１３６，０００円 区分５　１７２，０００円 区分６　２１３，０００円 定員５名 区分１　　７９，０００円 区分２　　９２，０００円 区分３　１１１，０００円 区分４　１３１，０００円 区分５　１６１，０００円 区分６　２０１，０００円 定員６名 区分１　　６９，０００円 区分２　　８２，０００円 区分３　１０４，０００円 区分４　１２４，０００円 区分５　１５４，０００円 区分６　１９６，０００円 ※区分１には非該当を含む。 世話人配置６：１ グループホームの定員 ４名以下 区分１　　８５，０００円 区分２　　９７，０００円 区分３　１０２，０００円 区分４　１２６，０００円 区分５　１６２，０００円 区分６　２０３，０００円 定員５名 区分１　　７０，０００円 区分２　　８２，０００円 区分３　１０１，０００円 区分４　１２１，０００円 区分５　１５１，０００円 区分６　１９１，０００円 定員６名 区分１　　６０，０００円 区分２　　７２，０００円 区分３　　９４，０００円 区分４　１１４，０００円 区分５　１４４，０００円 区分６　１８６，０００円 ※区分１には非該当を含む。	

開設準備費		グループホームの開設に要した備品購入費	定員１名あたり３０，０００円	定額

（注１）　グループホーム運営費補助金は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく共同生活援助サービス費、人員配置体制加算、入院時支援特別加算、長期入院時支援特別加算、帰宅時支援加算、長期帰宅時支援加算を受けている場合は当該金額を除いた額を補助基準額とする。

第１号様式

船橋市グループホーム運営費等補助金交付申請書

年　　月　　日

船　橋　市　長　　あて

所　　在　　地
法　　人　　名
代表者職氏名

船橋市グループホーム運営費等補助金交付要綱の規定により関係書類を添えて　　年度船橋市グループホーム運営費等補助金の交付を申請します。

記

１　補助金申請額　　円
２　事業の目的及び内容
３　補助金所要額調書（別紙）
４　収支予算書抄本
５　消費税の適用に関する事項（該当するものに☑）

①　補助金交付額の算定

□ 消費税額を対象経費に含めないで補助金交付額を算定
□ 消費税額を対象経費に含めて補助金交付額を算定 ※ 確定申告により仕入税控除した消費税に係る補助金相当額が確定後、「消費税仕入控除税額報告書」の提出が必要となります（返還額が０円の場合も含む）。

②　①で「消費税を対象経費に含めて補助金交付額を算定」を選択した理由

□ 免税事業者である
□ 簡易課税事業者である
□ 消費税法別表第３に掲げる法人等であって特定収入割合が５％を超える
□ その他（　　）

第２号様式

船橋市グループホーム運営費等補助金可否決定通知書

船橋市障指令第　　号
年　　月　　日

所　在　地
法　人　名
代表者職氏名　　様

船橋市長　　印

　　年　　月　　日付申請のあった補助金の交付について次のとおり決定したので、船橋市グループホーム運営費等補助金交付要綱の規定により通知します。

１．交付します

補助年度	年度	
経費所要総額のうち補助の対象となる経費		円
交付決定額		円
交付条件		１　補助事業の内容又は経費の配分の変更をするときは、市長の承認を得ること。 ２　補助事業を中止又は廃止するときは、市長の承認を得ること。

２．交付しません
理由

第３号様式

船橋市グループホーム事業変更（中止・廃止）承認申請書

年　　月　　日

船　橋　市　長　　あて

所　　在　　地
法　　人　　名
代表者職氏名

年　　月　　日付船橋市障指令第　　号で補助金交付の決定のあったグループホーム事業を次のとおり変更（中止・廃止）したいので、船橋市グループホーム運営費等補助金交付要綱の規定により申請します。

記

１　変更（中止・廃止）理由

２　変更の内容

第４号様式

船橋市グループホーム運営費等補助金実績報告書

年　　月　　日

船　橋　市　長　　あて

所　　在　　地
法　　人　　名
代表者職氏名

　　年　　月　　日付船橋市障指令第　　号で補助金交付の決定のあった補助金について、船橋市グループホーム運営費等補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えてその実績を報告します。

記

１　補助金精算書（別紙）

２　収支決算書又はこれに類する書類

第５号様式

船橋市グループホーム運営費等補助金確定通知書

船　障　第　　号

年　　月　　日

所　　在　　地

法　　人　　名

代表者職氏名　　様

船　　橋　　市　　長

印

年　　月　　日付で実績報告のあったグループホームについて、次のとおり補助金の額を確定したので、船橋市グループホーム運営費等補助金交付要綱の規定により通知します。

指令年月日	年　　月　　日	指令番号	船橋市障指令第　　号
補助年度	年度		
補助金の名称	船橋市グループホーム運営費等補助金		
交付決定額	円		
交付確定額	円		

第６号様式

船橋市グループホーム運営費等補助金交付請求書

年　　月　　日

船　橋　市　長　　あて

所　　在　　地
法　　人　　名
代表者職氏名

年　　月　　日付船障第　　号で額の確定のあった補助金を船橋市グループホーム運営費等補助金交付要綱の規定により下記のとおり請求します。

記

金　　円

第７号様式

船橋市グループホーム運営費等補助金返還命令書

船　障　第　　号

年　　月　　日

所　　在　　地

法　　人　　名

代表者職氏名　　様

船　　橋　　市　　長

印

船橋市グループホーム運営費等補助金交付要綱の規定により、次のとおり補助金の返還をしてください。

返還すべき金額	円		
返　還　期　限	年　　月　　日まで		
返　還　の　理　由			
返　還　方　法			
指　令　年　月　日	年　　月　　日	指令番号	船橋市障指令第　　号
補　助　年　度	年度		
交　付　決　定　額	円		
既　交　付　額	円		
交　付　確　定　額	円		

第８号様式

船橋市グループホーム運営費等補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額報告書

年　　月　　日

船　橋　市　長　　あて

所　　在　　地
法　　人　　名
代表者職氏名

船橋市グループホーム運営費等補助金交付要綱の規定により、下記のとおり報告します。

記

１　補助金交付確定額

金　　円

２　確定申告により確定した船橋市グループホーム運営費等補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（※消費税の申告義務がない場合も０円と記載すること）

金　　円

※０円の場合はその理由について☑

☐　消費税の申告義務がない
☐　簡易課税方式による申告を行っている
☐　消費税法別表第３に掲げる法人等であって特定収入割合が５％を超える
☐　その他（返還額算出シートによる計算の結果、返還額が０円だった場合など）

３　添付資料

・返還額算出シート
（申告義務がない、簡易課税方式、消費税法別表第３に掲げる法人等であって特定収入割合が５％を超える事業者は添付不要）
・別添　添付書類チェック表及び該当書類のとおり